

松野町電気自動車導入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自家用電気自動車（以下「電気自動車」という。）の導入促進を支援することにより、地球温暖化対策の推進及び災害レジリエンスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クリーンエネルギー自動車 自家用の電気自動車（BEV）をいう。
- (2) 電気自動車（BEV）搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）をいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるものを除く。
- (3) 対象自動車四輪の自家用電気自動車で、使用の本拠の位置を町内に設定して初度登録したものをいう。ただし、リース契約車及び中古車は、対象外とする。

(補助金の交付対象者及び要件)

第3条 補助金の交付対象となる者は、主に町内で使用する対象自動車を導入した町内に住所を有する個人（以下「使用者」という。）で、当該各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 申請時において、町の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 対象自動車の所有者及び使用者であること。
- (3) 町税等を滞納していない者であること。
- (4) 災害時において、補助金の交付決定を受けたクリーンエネルギー自動車の設備を活用し、地域の給電活動等に協力する意思を表明すること。

2 対象自動車に対する補助金の交付は、個人ごとに1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、10万円(定額)とする。

(交付の申請)

第5条 対象自動車に対する補助金の交付を受けようとする者は、当該自動車の初度登録を受けた日から6月以内に、松野町電気自動車導入費補助金交付申請書(様式第1号)に町長が認める書類等を添付して、町長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付が適当と認めるときは、申請者に松野町電気自動車導入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

3 町長は、第1項の規定により、補助金の交付が不相当と認められる場合には、松野町電気自動車導入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、松野町電気自動車導入費補助金交付請求書(様式第4号)を提出し、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(処分の制限)

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けた対象自動車を4年以内において、廃棄、売却等により処分しようとするときは、あらかじめ松野町電気自動車処分承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による処分の承認申請があったときは、その内容を審査し、松野町電気自動車処分承認(不承認)通知書(様式第6号)により通知するものと

する。

3 町長は、前項の規定により処分を承認するときは、補助対象者に補助金相当額の返還を求めることができる。ただし、補助対象者の責めによらない事由により処分する場合その他町長が特に認めたときは、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前条の規定に違反して対象自動車を処分したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(定期報告)

第11条 町長は、補助対象者に対し、補助対象車両の使用状況、災害時の活用方法等に関する報告を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。